

(介2)

平成18年5月1日



都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天本



「介護保険法等の一部を改正する法律の施行及び平成18年4月
介護報酬改定関連通知」資料の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より発出された、介護保険法等の一部を改正する法律の施行及び平成18年4月介護報酬改定関連通知類につきまして、本会においても入手いたしましたので送付いたします。

なお、当該通知につきましては、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険」のコーナーに掲載しておりますことを申し添えます。

敬具

添付資料

- ・「介護保険法等の一部を改正する法律の施行及び平成18年4月介護報酬改定に係る通知について」
(老老発第0410001号 平18.4.10 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・通知集(各2部)
 - ・Vol. 1 報酬算定解釈通知等
 - ・Vol. 2 指定基準解釈通知等
 - ・Vol. 3 要介護認定関係通知・「介護サービス情報の公表」制度関係通知 等

(参考) 日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内「介護保険」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/1804kaitei/ht.html>

「主な法令・通知等」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/18kaitei/index.html>

「平成18年 要介護認定等の改正に関する資料」

老老発第0410001号
平成18年4月10日



社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



介護保険法等の一部を改正する法律の施行及び平成18年4月介護報酬改定
に係る通知について

高齢者福祉の推進につきましては、平素より格別のご配意をいただき感謝申し上げます。
今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）が平成18年4月
1日から施行されること等に伴い、下記通知を都道府県等の介護保険担当主幹部（局）長
あて別添のとおり発出いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力をお願い申し上げます。

記

- ・ 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」等の一部改正について
- ・ 要介護認定等の実施について
- ・ 介護認定審査会の運営について
- ・ リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- ・ 「特定診療費の算定に関する留意事項について」の一部改正について
- ・ 口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- ・ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について
- ・ 「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について
- ・ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
- ・ 「介護サービス情報の公表」制度の施行について
- ・ 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」等の一部改正について
- ・ 介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について
- ・ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について
- ・ 福祉用具専門相談員について
- ・ 「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について
- ・ 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について
- ・ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴う通知の廃止について
- ・ 移送を伴う訪問介護を提供する事業者についての道路運送法上の取扱いについて
- ・ 要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護
予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ
いて

- ・ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準につい
て」に規定する研修について